

金澤古蹟志卷九

城東小立野臺上

○百間堀往來

蓮池堀縁通りの往來也。此の地、今は小立野の麓といふべけれど、往古は城地の續きにて、小立野山崎山の山内なり。關屋政春古兵談に、尾山城は其初め小立野の尾崎を掘斷ち、是に築く。其掘切は奥村伊豫屋敷と城との間の蓮池なり。其頃蓮池は、濁堀也と云ふ。とあり。又佐久間玄蕃尾山城の頃、才川の奥日尾見定の邑民をして、蓮池堀を掘らしめたるよしも見たり。されば天正中佐久間氏が城の頃よりの往來道なるべし。但し舊藩中は、北方紺屋坂口に、紺屋坂門とて番所あり。又東方尻谷口に、柵門とて是にも番所あり。又南方廣坂下に、坂下門とて是にも番所ありて、各、輕卒の番人晝夜警衛して、登城人の外、男女雜人の通行を改め、文政三年八月以前は、男女雜人の通行禁制

されたり。按ずるに、有澤武貞の金澤細見圖譜に、承應明曆の頃までは、三、丸河北・石川兩門を無滞、貴賤老少男女共往來せし處、白鳥堀へ往來の女身を投げゝるより、普通の往來停止と成りたりとあり。然れば此の時より百間堀往來、雜人の往來停止せられたるなりと聞ゆ。然るに舊藩十二世權中將齊廣君、養老所に定められて、今云ふ公園兼六園内に竹澤殿造營に付き、廣坂より蓮池亭上通り修理谷への往來を、兼六園内へ取り込み相成るに依つて、文政三年八月十八日より初めて百間堀の往來、男女雜人の通行を許されたり。其の時の達書左の如し。

蓮池上之御用地御建物就被仰付候、同所御庭へ御取込之管に候。右に付唯今迄學校前通往來之者共、可爲難儀候、依之當十八日より坂下御門・紺屋坂御門・新坂柵御門往來、御家中を初一統可被仰付旨、被仰出候事。

但朔望佳節不時登城之刻出仕相濟候迄、往來指留候苦之事。

一、御家中一統往來、曉七半時より夜四時迄、其外男女往來朝六時より暮六時迄之事。